

## 桑名市播磨西部土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

本事業は、東名阪自動車道大山田パーキングエリアにおけるスマートインターチェンジの整備を見据え、その周辺にアクセス道路とともに工業団地の造成を行うものである。

事業実施区域の周辺には市街地が形成されており、大規模な住宅団地が存在していることから、事業の実施にあたっては、周辺住民の生活環境に及ぼす影響の低減に努める必要があるほか、事業実施区域内には、桑名市の天然記念物であり、県指定希少野生動物種のヒメタイコウチが確認されており、その保全を図る必要がある。

このことから、次の措置を適切に講ずることにより、環境への配慮を行うとともに、環境影響の一層の低減に努めること。

### (総括的事項)

- 1 工業団地の供用後に立地する企業が確定しておらず、事業活動に伴って生じる環境影響に不確実性があることから、適切な条件を想定して予測、評価を実施するとともに、必要に応じて事後調査の実施を検討すること。
- 2 準備書においては、切土・盛土を行う箇所を含めた造成計画についても詳細に記載するとともに、地形の改変に伴って予測の条件が変化する場合は、環境影響評価に適切に反映すること。
- 3 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 4 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 5 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。

### (個別的事項)

#### 1 大気質

工事の実施及び施設の供用時ともに、交通量が現状と比較して増加すると想定されるため、事業の実施による周辺環境への影響を適切に予測し、評価すること。

#### 2 騒音・振動・悪臭

事業実施区域周辺には、住宅地が存在することから、事業の実施に伴う騒音、振動等の影響について、適切に予測、評価するとともに事後調査の実施についても検討すること。

### 3 水質、地形及び地質

近年の豪雨災害の発生状況をふまえ、大規模出水時に事業実施区域の下流河川で洪水等が発生しないよう、調整池の容量は十分なものとして計画すること。

### 4 地下水

事業の実施に伴う地形の改変によって、表流水の流量、地下水の流量・流向等が変化するおそれがあることから、事業実施前後の集水域の変化による影響を精査するよう努めること。

また、事業実施区域に近接する3箇所のため池（W-6～W-8）において水位の調査を実施するとともに、同池の水量に与える影響について予測、評価を実施すること。

### 5 地形及び地質

事業実施区域内に存在する下深谷部撓曲は、断層地形であることに留意し、構造物を設置する場合は、その安全性について十分に検討すること。

### 6 陸生動物

(1) ヒメタイコウチは全国的に生息数が減少している動植物種であるが、事業実施区域周辺では、過去の開発事業によりその生息環境が消失していることから、事業実施区域内における生息地の残置に努めるとともに、生息適地の拡大も含めた環境保全措置を検討すること。

(2) ヒメタイコウチの保全においては、生息地である湿地環境を保全することが重要であることから、事業の実施に伴う湿地環境の変化について考慮したうえで環境保全措置を検討すること。

なお、その場合には、事業実施区域内の生息個体数を定量的に推定したうえで、予測・評価を行うこと。

(3) 猛禽類について、事業実施区域周辺における営巣の有無を確認するとともに、事業実施区域内の餌場としての利用状況についても調査を実施すること。

(4) サル、イノシシ等の中型哺乳類は周辺に点在する森林等を経由し移動していることが考えられることから、事業の実施に伴う移動経路の変化について予測、評価するとともに、事業実施区域内外を繋ぐコリドーを設ける等の措置により、地域における動物の移動経路の確保についても検討すること。

### 7 廃棄物

工業団地の供用後に立地する企業に関連する廃棄物により悪臭、汚水の発生等の環境影響が想定される場合は、必要に応じて予測、評価を実施すること。